

第1回さいたま市再犯防止推進協議会

次 第

日時：令和3年11月4日（木）午後2時00分～
会場：大宮区役所6階 大会議室

- 1 開 会
- 2 委員の御紹介
- 3 さいたま市再犯防止推進協議会について
- 4 会長の選出
- 5 議題
 - (1) さいたま市の再犯防止の推進について
 - (2) 国・民間団体等の動向について
- 6 その他
- 7 閉 会

さいたま市における附属機関等の会議の公開について

<さいたま市情報公開条例>

(会議の公開)

第23条

地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定により設置する附属機関その他市民、専門的知識を有する者等の意見を聴取し、市政に反映することを目的として設置される協議会、懇談会、懇話会、研究会等は、その会議を公開するものとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 他の法令等により公開しないこととされている場合
- (2) 不開示情報に該当する事項について審議し、又は意見を聴取する場合
- (3) 会議を公開することにより、当該会議の適切な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

<さいたま市附属機関等の会議の公開に関する要綱>

(会議の非公開)

第4条 附属機関等の長は、情報公開条例第23条第2号又は第3号の規定に該当し、又は該当するおそれがあると判断し、当該附属機関等の会議の全部又は一部を公開しないこととする場合は、当該会議に諮るものとする。

2 附属機関等の長は、前項の規定により会議の全部又は一部を公開しないこととした場合は、当該会議の全部又は一部を公開しないことができる。

3 附属機関等の長は、前項の規定により会議の全部又は一部を公開しないこととした場合は、その理由を明らかにしなければならない。

(会議の公開方法等)

第5条 [略]

2～4 [略]

5 附属機関等の長は、報道機関の取材活動について十分配慮するものとする。

6 [略]

さいたま市再犯防止推進協議会 委員名簿

資料2

令和3年11月1日現在

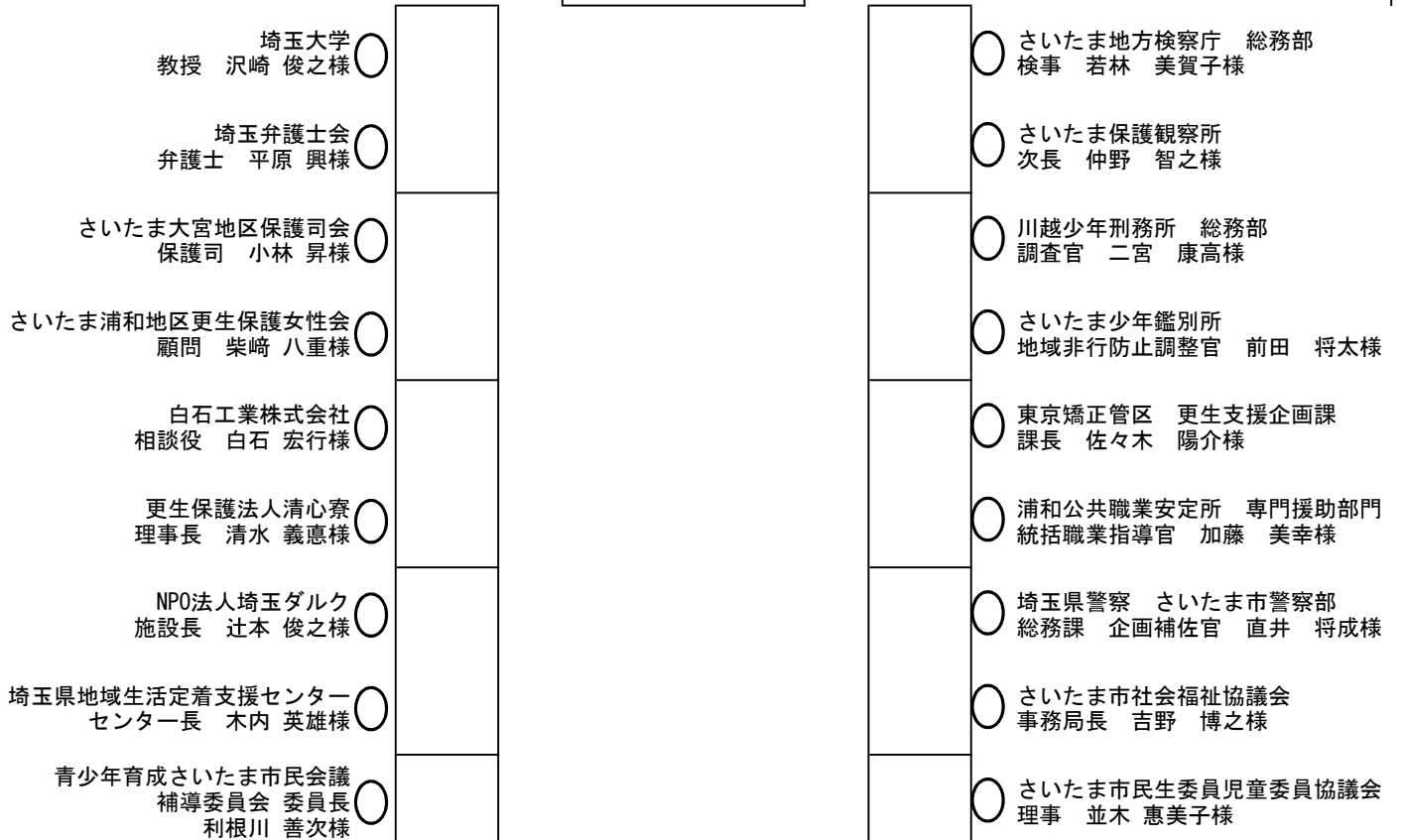
所属	役職等	氏名
1 埼玉大学	教授	沢崎 俊之
2 埼玉弁護士会	弁護士	平原 興
3 さいたま大宮地区保護司会	保護司	小林 昇
4 さいたま浦和地区更生保護女性会	顧問	柴崎 八重
5 白石工業株式会社	相談役	白石 宏行
6 更生保護法人清心寮	理事長	清水 義恵
7 NPO法人埼玉ダルク	施設長	辻本 俊之
8 埼玉県地域生活定着支援センター	センター長	木内 英雄
9 青少年育成さいたま市民会議	補導委員会 委員長	利根川 善次
10 さいたま地方検察庁	総務部 検事	若林 美賀子
11 さいたま保護観察所	次長	仲野 智之
12 川越少年刑務所	総務部 調査官	二宮 康高
13 さいたま少年鑑別所	地域非行防止調整官	前田 将太
14 東京矯正管区	更生支援企画課 課長	佐々木 陽介
15 浦和公共職業安定所	専門援助部門 統括職業指導官	加藤 美幸
16 埼玉県警察	さいたま市警察部 総務課 企画補佐官	直井 将成
17 さいたま市社会福祉協議会	事務局長	吉野 博之
18 さいたま市民生委員児童委員協議会	理事	並木 恵美子

第1回さいたま市再犯防止推進協議会 席次表

日時：令和3年11月4日（木）午後2時～
会場：大宮区役所6階 大会議室

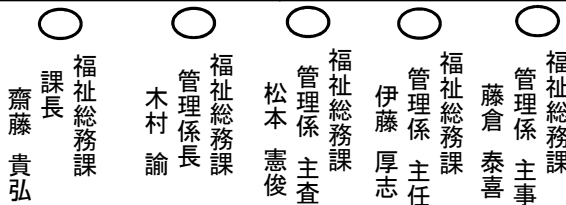
会長席
○

出入口



事務局

事務局



出入口

傍聴者席

傍聴者席

さいたま市再犯防止推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 さいたま市における再犯防止に関する施策について、専門的かつ多様な意見を聴取するため、さいたま市再犯防止推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について意見聴取を行うものとする。

- (1) さいたま市再犯防止推進計画の推進等に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、協議会の目的達成のための必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、20人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の構成員
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が認める者

(任期)

第4条 委員の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 協議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、保健福祉局福祉部福祉総務課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年9月1日から施行する。

さいたま市の再犯防止の 推進について

さいたま市 保健福祉局
福祉部 福祉総務課

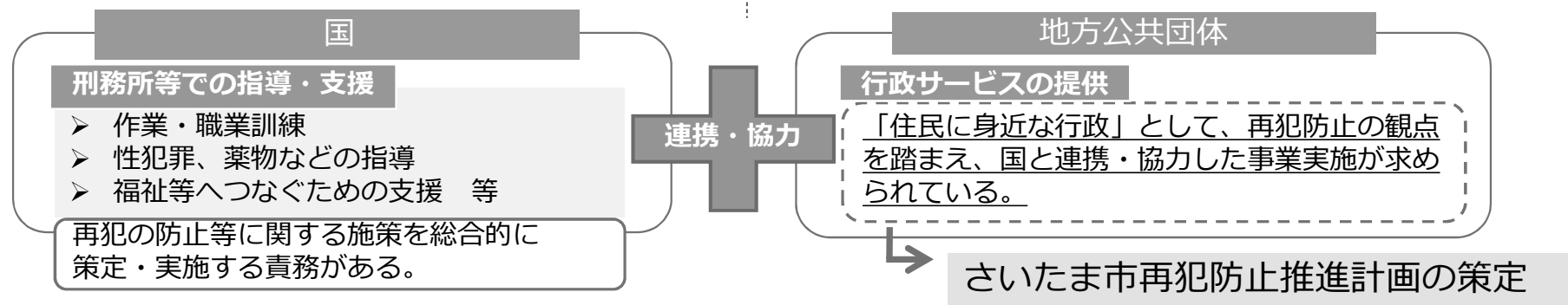
① 再犯の防止等をめぐる状況

【現状】

- 全国の刑法犯検挙者は、初犯者数・再犯者数ともに減少傾向にある一方、検挙者に占める再犯者の割合は上昇し続けています。
- 犯罪をした者等の中には、安定した仕事や住居が確保できずに矯正施設を出所する者や薬物依存のある者、高齢者や障害者等、様々な課題を抱える場合が多くあります。
- 安全で安心して暮らせる社会の実現のため、再犯の防止等が重要

【再犯防止推進法、国の計画】

- 平成28年12月に「再犯防止等の推進に関する法律」を制定・施行
 - ・第4条第2項 地方公共団体は、再犯の防止等に関し、国等の適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策・実施する責務
 - ・第8条第1項 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して地方再犯防止推進計画を定める努力義務
- 平成29年12月に国の再犯防止推進計画閣議決定



① 再犯の防止等をめぐる状況

【埼玉県再犯防止推進計画】

- 再犯防止推進法第8条第1項に基づき策定

- ・策定期間…

令和3年3月策定

- ・目的…

国との適切な役割分担を踏まえ、
県としての再犯防止等に関する施策
を効果的に推進していくため

- ・期間…

令和3年度から5年度までの3年間

埼玉県再犯防止推進計画



②さいたま市再犯防止推進計画

【計画策定の考え方】

- ・本市が実施する更生支援や再犯の防止等に資する取組の他、犯罪をした者等か否かに関わらず、従前から市民に提供してきた各サービス(事業)などで、更生支援や再犯防止につながる可能性がある取組も計画に記載する。
- ・これまで明確に再犯防止と関連付けられてこなかった取組に対し、再犯防止の観点が反映される契機とする。



- 日頃から市民に提供している再犯防止に資する各種サービスを着実、適正に実施することが、犯罪をした者等の更生支援や再犯防止につながり、国や県が掲げる目標に寄与する。

【経過】

年度	内容
令和元年度	庁内検討会の開催
令和2年度	さいたま市再犯防止推進計画協議会開催
令和3年度	計画期間の開始。第1回さいたま市再犯防止推進協議会開催

②さいたま市再犯防止推進計画

【基本目標】

犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び地域社会の一員として生活を送れるよう更生支援を推進することで、市民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目指します。

【期間】

令和3年度から7年度までの5年間

②さいたま市再犯防止推進計画

【さいたま市再犯防止推進計画の構成】

第1章	計画の概要	計画の趣旨・国や県の状況 計画の基本方針や重点項目 等
第2章	関連する施策の展開	重点項目別の現状及び課題 取組の方向性と関連する施策
第3章	再犯防止を取り巻く状況	犯罪者処遇の概要 市における犯罪の発生状況 市を取り巻く再犯に関する状況
第4章	計画の推進体制	6ページ参照
資料	法律・計画、用語集 さいたま市再犯防止推進計画協議会 等	国の再犯防止推進法 国の再犯防止推進計画 協議会の開催状況及び委員構成 等

③－1 さいたま市再犯防止推進協議会における協議内容

計画第4章に掲げた計画の推進体制として、「さいたま市再犯防止推進協議会」を設置します。

【さいたま市再犯防止推進協議会設置要綱(抄)

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について意見聴取を行うものとする。

- (1)さいたま市再犯防止推進計画の推進等に関する事。
- (2)前号に掲げるもののほか、協議会の目的達成のための必要な事項に関する事。



協議会における協議内容

A 計画に掲げた取組を効果的・効率的に推進するため、進捗状況についての意見を拝聴する

B 地域の再犯防止に関する取組において協働体制を構築し、再犯防止を推進するため、委員相互の情報共有や意見交換等を行う

③ - 2 さいたま市再犯防止推進協議会における実施内容Aについて

A 計画に掲げた取組を効果的・効率的に推進するため、進捗状況についての意見を拝聴する

- ・ 事業ごとの前年度の取組内容について、各所管より報告してもらい、福祉総務課にてとりまとめを行う予定です。
(右イメージ 参照)



<さいたま市再犯防止推進協議会>

- ・ 事業ごとの取組状況について、ご確認をいただきます。
- ・ 取組状況を踏まえ、再犯の防止等を推進する観点から、ご意見やご提案をいただきたいと思います。



- ・ いただいたご意見について、福祉総務課にて各所管へフィードバックします。
- 各取組へ再犯の防止等の観点が反映される契機

取組内容の報告 (イメージ)

事業名	包括的な支援体制の構築に関する取組
所管課所名	保健福祉局 福祉部 福祉総務課
計画の取組内容	複合化・複雑化する市民の地域生活課題の解決に向け、各相談支援機関の連携を強化するため、協働の中核機能を果たす役割を担う相談支援包括化推進員を配置し、各相談支援機関への適切なつなぎや把握した地域生活課題の解決策を検討する場の調整を行う等、包括的な支援体制の構築を図ります。
令和3年度の取組内容	市内4区に相談支援包括化推進員を配置し、福祉丸ごと相談センターを設置した。複合的な課題を抱える市民等に対して、各相談支援機関へ適切に繋ぐことができた。 ・ 相談者の満足度 ●●%
所管課にて、前年度の取組内容を記入	
事業名	定量的に事業実績が記入できる場合は、数値を記載。
所管課所名	
計画の取組内容	
令和3年度の取組内容	

③－3 さいたま市再犯防止推進協議会における実施内容Bについて

B 地域の再犯防止に関する取組において協働体制を構築し、再犯防止を推進するため、委員相互の情報共有や意見交換等を行う

<さいたま市再犯防止推進協議会>

- ・各機関が所管する再犯の防止等に関する動向や最新情報の共有。
- ・各機関や関係団体が実施している取組に関する情報共有、意見交換、事例の紹介。

等を実施したいと考えています。



<さいたま市（令和3年度）>

- ・さいたま市再犯防止推進計画の概要や、計画に掲載している各機関・関係団体等が実施する取組の相談先・連絡先をまとめたリーフレットを作成。
- 地域における再犯の防止等に関する情報を一元化することで、支援を必要とする方が、適切な窓口につながるとともに、支援する側も相互につなげることを目指す。
- 再犯の防止等に係る情勢やさいたま市再犯防止推進計画について、市民へ周知・啓発する。

③－４ 実施内容Bに係る具体的な取組について

さいたま市再犯防止推進計画リーフレット

目的

- ・地域の再犯防止に関する取組（窓口）を集約し、支援ネットワークの基礎を構築するとともに、犯罪をした者等が必要な支援につながりやすい環境を整備する。
- ・再犯の現状、再犯防止及び更生支援について市民に周知・啓発することで、「すべての市民が安全で安心して暮らせる社会を目指す」機運を醸成する。

リーフレットの構成(案)

第1部 再犯防止とは	<ul style="list-style-type: none">・再犯の現状・再犯防止の必要性・再犯が起こる原因等
第2部 相談窓口一覧	<ul style="list-style-type: none">・窓口名称・支援制度概要・連絡先等

配布先(案)

- ・市再犯防止推進協議会構成団体
- ・刑事司法関係機関
- ・更生保護関係者（保護司会・更生保護女性等）
- ・市関係所管課
- ・公共施設 等

御意見をいただきたいポイント

- ・本リーフレットの活用について（考えられる利用方法・配布先となる各機関や関係団体等）
- ・地域で再犯防止を目的とした取組について（計画に掲載している取組以外に実施しているものはあるか）

④ スケジュール

令和3年度

令和3年4月～ さいたま市再犯防止推進計画期間 開始
11月4日 令和3年度第1回さいたま市再犯防止推進協議会
～令和4年3月 再犯防止推進計画リーフレット(仮)作成、配布

令和4年度以降

令和4年5～7月頃 所管課へ前年度の取組内容の確認
夏～秋頃 さいたま市再犯防止推進協議会 開催
令和6～7年度 さいたま市再犯防止推進計画(改訂版)の策定に向けた協議

※参考
計画期間

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
国	現計画の期間 H30～R4年度		次期計画の期間 R5年度～		▶▶▶		
埼玉県	現計画の期間 R3～R5年度			次期計画の期間 R6年度～			▶▶▶
さいたま市	現計画の期間 R3～R7年度					次期計画の期間 R8年度～	